

## 鎌倉市介護保険住宅改修費受領委任払い制度事業者登録等に関する要綱

### (総則)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第45条第1項又は法第57条第1項に基づき支給する住宅改修に係る保険給付について、委任による支給手続（以下「受領委任払い」という。）及び受領委任払いを行う事業者の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

### (受領委任払い)

第2条 この要綱において受領委任払いとは、法第41条に規定する居宅要介護被保険者及び法第53条に規定する居宅要支援被保険者（以下「要介護者等」という。）が、住宅改修費支給限度額の範囲において現にその住宅改修に要した額（以下「費用額」という。）の100分の10に相当する額（以下「自己負担額」という。）を住宅改修を施工する事業者（以下「施工事業者」という。）に支払うとともに、市が費用額から自己負担額を控除した額（以下「住宅改修費」という。）を要介護者等が委任した施工業者に支払うことをいう。

### (施工事業者の登録)

第3条 施工事業者の登録は、住宅改修を施工する事業を行う者の届出により、住宅改修を施工する事業所ごとに行う。

### (施工事業者に係る登録の届出)

第4条 前条の規定により施工事業者の登録を受けようとする者は、介護保険住宅改修費受領委任払い制度取扱事業者登録届出書（第1号様式）及び介護保険住宅改修費受領委任払い制度に係る取扱誓約書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により施工事業者として登録を行ったときは、介護保険住宅改修費受領委任払い制度取扱事業者登録通知書（第3号様式）により当該申請者に通知するものとする。

### (変更の届出等)

第5条 施工事業者は、施工事業者の名称及び所在地その他の登録時における届出事項に変更があったときは、速やかに介護保険住宅改修費受領委任払い制度取扱事業者登録事項変更届書（第4号様式）により市長に届け出なければならない。

2 施工事業者は、登録に係る住宅改修の施工の事業を廃止し、休止し又は再開するときは、速やかに介護保険住宅改修費受領委任払い制度取扱事業者事業廃止（休止・再開）届出書（第5号様式）により市長に届け出なければならない。

### (施工事業者の登録の取消)

第6条 市長は次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該施工事業者に係る第4条第2項の登録を取り消さなければならない。

(1) 正当な理由なく受領委任払い制度の利用を拒否した場合

(2) 住宅改修費の請求に関し不正があったとき

(3) 施工事業者又は当該登録に係る事業所の従業員その他の住宅改修の施工を担当

する者が、第9条の規定により、文書その他の物件の提出若しくは提示を求められてこれに応じず、同項に規定する質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項による指導監査に協力せず、又は同項に規定する必要な改善を行わないとき

(4) 施工事業者が、不正な手段により第4条第2項に規定をする登録を受けたとき

2 市長は、前項の規定により登録の取消しを行ったときは、介護保険住宅改修費受領委任払い制度取扱事業者登録取消通知書(第6号様式)により当該取消を受けた施工事業者に対して通知するものとする。

(施工事業者の責務)

第7条 施工事業者は、関係法令等を遵守するとともに、可能な限りその居宅において、要介護者等の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように、その心身及び居宅の状況等を踏まえた適切な住宅改修を行うよう努めなければならない。

2 施工事業者は、市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

(登録内容の情報提供)

第8条 市長は、要介護者等及び居宅介護支援事業者等に対し、施工事業者の所在等について情報提供を行う。

(調査及び指導監査)

第9条 施工事業者は、法第23条に規定する文書の提出等及び市長が行う調査又は指導監査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(住宅改修費の代理受領)

第10条 第4条第2項の規定により登録を受けた施工事業者は、要介護者等が当該施工事業者により住宅改修を施工したときは、受領委任払いにより支払を受けることができる。

2 前項の規定により受領委任払いによる支払があったときは、要介護者等に対し住宅改修費の支給があったものとみなす。

(支給申請手続等)

第11条 この要綱に定める受領委任払い制度の適用を受けようとする要介護者等は、住宅改修を行う前に、介護保険住宅改修費支給申請に係る事前申請書(第7号様式)に、見積書、見積額内訳書、住宅改修が必要な理由書(居宅介護支援事業者等の専門的知識及び経験を有する者が作成したもの)、工事前の写真(日付の入ったもの)を添付して市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認める場合は、住宅改修工事が終了した後に必要な書類を添付して申請することができる。

2 市長は、前項の申請書を審査し、その結果を介護保険住宅改修着工承認(不承認)通知書(第8号様式。以下「通知書」という。)により要介護者等へ通知する。この場合において、審査の結果、住宅改修が承認されなかったときは、その住宅改修に係る保険給付は行わない。

3 前項に規定する通知書の内容に変更が生じた場合には、要介護者等は、速やかに当

該通知書を返還するとともに、改めて第1項に規定する介護保険住宅改修費支給申請に係る事前申請書及び必要な添付書類を提出しなければならない。

4 第2項の規定は、前項に申請について準用する。

5 受領委任払い制度は、要介護者等が次の各号のいずれかに該当する場合は適用しないものとする。

(1) 法第66条第1項に規定する支払方法変更の記載を受けているとき。

(2) 法第67条第1項又は法第68条第1項に規定する保険給付差止の記載を受けているとき。

(3) 法第69条第1項に規定する給付額減額等の記載を受けているとき。

6 第2項(第4項の規定により準用する場合を含む。)の規定により住宅改修着工の承認を受けた要介護者等は、住宅改修後、介護保険住宅改修費支給申請書(第9号様式)に、自己負担額に係る領収書の写し、費用額が確認できる書類及び内訳書の写し、工事後の写真(日付の入ったもの)及び代理受領委任状を添付して市長に提出しなければならない。

7 前項の要介護者等の住宅改修に係る費用額が確認できる書類及び内訳書は、要介護者等が負担する額を含んだ当該住宅改修に係る工事全体について記載したものでなければならない。

8 市長は、第6項による申請があったときは、介護保険住宅改修費支給決定通知書(第10号様式)により要介護者等に通知しなければならない。

(返還)

第12条 市長は、受領委任払い制度により住宅改修費の支払を受けた施工事業者が、偽りその他不正の手段により住宅改修費の支払を受けたときは、当該住宅改修費の全部又は一部を返還させることができる。

(その他の事項)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁日から施行する。ただし、第10条から第12条までの規定は、平成21年1月1日から施行する。(平成20年11月12日市長決裁)

付 則

(介護保険住宅改修費の受領委任払いによる支給事務要綱の廃止)

2 鎌倉市介護保険住宅改修費の受領委任払いによる支給事務要綱(平成19年3月20日市長決裁)は廃止する。